

ジョン・ミッチェル『追跡 日米地位協定と基地公害』

(2018 岩波書店)

林 公 則

(PRIME 所員)

本書は、ジョン・ミッチェルの前著『追跡・沖縄の枯れ葉剤』（2014、高文研）での問題意識や調査方法を引き継ぐ形で記されている。前著に勝るとも劣らない良質のジャーナリズムの成果である。必要に応じて前著の内容にも触れながら、本書の書評を行っていききたい。

本書の構成は、第1章「米軍 地球でいちばんの汚染者」、第2章「太平洋のジャンクヒープ（クズ鉄山）」、第3章「沖縄にあった米国の大量破壊兵器」、第4章「ひび割れた法制度、毒入りの土地返還」、第5章「今も続く沖縄米海兵隊による汚染」、第6章「アジア最大の空軍基地 嘉手納の米軍公害」、第7章「日本本土の米軍公害」、第8章「軍事公害の今日と明日、前に進むために」となっている。ご覧になって明らかのように、在日米軍、とくに在沖米軍の基地公害を扱った稀有な書である。

ウェールズ出身のジャーナリストであるミッチェルが在日米軍基地の汚染問題に関心をもつきっかけになったのが、化学兵器であった。祖母の祖父が第一次世界大戦中に目の当たりにした化学兵器の悲惨な被害の話を、母から聞いたという。10代になって初めて枯れ葉剤のことを耳にして以来、枯れ葉剤は彼の関心事になった。そしてヴェトナム戦争で決定的な役割を果たした沖縄における枯れ葉剤の使用・貯蔵・埋却についての調査を

始めることになった（前著、pp.12-16）。

前著と本書の最大の特徴は、基地公害を明らかにする調査手法にある。というのは、在日米軍の基地内は日米地位協定によって一種の治外法権になっているため、ミッチェルも利用している米国情報自由法（FOIA）によって部分的に明らかになった汚染はあったものの、基地汚染の実態がここまで詳細に明らかにされたことはなかった。ミッチェルの独自性は、FOIAの利用に加えて、沖縄の米軍内にいる情報提供者と協力したことにある（本書、p.98）。このことによって、汚染情報の公開を拒否したり、文書がそもそも存在していないと主張したりする在日米軍から、汚染に関する包括的な文書を初めて勝ち取ったのである。

初めて公開された米軍公害報告書

本書の最大の意義は、これまで日本政府も含めて日本人々に知らされてこなかった在日米軍基地内の汚染情報を明らかにしたことにある。

たとえば、2015年9月に開示された82ページの文書には、1960年代から1970年代にかけて、在沖基地の沿岸部の屋外保管区域にヴェトナム戦争から返還された有害物質が保管されていたこと、1974年と1975年に海岸で魚の大量死が起き、米軍による調査で高濃度の汚染物質が検出されていたこと、在庫となった大量の有害物質を埋却してい

たことなどが記されていたという。FOIA文書には今後返還が予定されている地区の汚染地を示す図も含まれており、キャンプ・キンザーの返還に暗い影を落としている（本書、pp.98-101）。

日米両政府間の合意では、環境に関する決定は、透明性が高められたうえで、日米合同委員会で判断されることになっている。しかし、2013年から2015年の海兵隊手引書を分析したところ、汚染事故が生じた際、「政治的に注意を要する事故」については日本側当局に通報しないよう命令されていたことが明らかになった。FOIAを通じて闘い続けた400ページの内部事故報告書によると、2002年から2016年の間に270件の汚染事故が普天間飛行場、キャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブで発生したが、そのなかで日本側当局に通報されたものはわずか6件だった。しかも通報した場合であっても、米軍は故意に誤った情報を報告していたという（本書、pp.102-104）。

2017年10月に米空軍が仕方なしに開示した1万864ページにのぼる嘉手納基地に関する事故報告書などには、鉛その他の重金属、不発弾、アスベスト、PCBによる広範な汚染が記されていた。さらに空軍基地が沖縄の飲料水をパーフルオロ化合物のPFOSで汚染してきたことも明らかになった。PFOSは免疫系不全のがんに関係し、胎児・乳児に特に害を及ぼす毒物である（本書、p.119）。

本書では、上記のような信じられない情報が次々と明らかにされていく。在日米軍は、1995年に初めて日本環境管理基準（JEGS）を導入し、内部規定によって日常的な汚染の発生を抑えるよう努力する方針を明確にした。しかし、本書で明らかにされているのは、JEGSが存在していたとしても、汚染が広範に生じ続けており、米軍基地周辺の住民たちを危険にさらし続けているということである。この点は、日米政府間で2015年9月に合意された「環境に関する協力について」以降も変わっていない。この合意では、有害物質の漏

出後、あるいは土地の返還が差し迫った場合、調査を「要請」する権利を日本当局に付与したが、この種の許可は米軍の裁量に任されていて幅広い観点から米軍は立入りを拒否できる。

有害廃棄物の不適切な処分と返還問題

軍事基地の汚染に関する情報は、FOIAのみから得られるわけではない。ミッチェルが基地労働者と退役米兵のインタビューを通じて明らかにしたことの一つに、1960～1970年代に有害廃棄物がどのように処分されていたのかということがある。この時期、在沖米軍基地では、有害廃棄物は海に捨てる、燃やす、埋める、そして有害性に疑念をもたない沖縄の人々に売り払われたという。埋却はごくありふれた処分方法だった。穴を掘って埋めることは、「処分するのに一番安上がりな方法だった」と退役兵は説明している（本書、pp.35-37）。

安上がりという理由で埋却が広く行われたために、特に沖縄では、米軍基地の返還後に有害廃棄物や汚染が発見される事態が頻発している。2013年6月に沖縄市のサッカー場で見つかった十数本のドラム缶のなかには、枯れ葉剤の製造業者であるダウ・ケミカルの社名が書かれたものもあった。サッカー場はかつては嘉手納基地の一角であったが、1987年に民間に返還されていた。何十年もの間に多くの選手がプレイしていたが、改修作業で初めて表面から1メートルほどの深さに有害廃棄物があったことが判明した（前著、pp.9-12）。

米軍基地の返還地から発見された有害物質や汚染は、すべて日本政府が除去費用を負担することになっている。これは、1960年に締結された日米地位協定の第4条に依る。第4条には、「合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当たって、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回

復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない」とある。米国内基地では有害廃棄物を捨てた兵士に対する訴追が可能だが、在日米軍基地では日米地位協定の第18条により同種の訴追が不可能になっている（本書、pp.76-77）。ミッチェルは、次のように指摘する。「二つの条項を組み合わせると、在日米軍はあらゆる基本的な環境責任を免れる。じっさい地位協定は、米軍に基地を汚染する白紙委任状を差し出し、汚染が激しく使い物にならなくなれば、米軍は単にそれを日本国民に返還し浄化させればよい」（本書、p.77）。

沖縄では、すでに返還された土地や普天間基地をはじめとする返還が予定されている土地が数多く存在する。上記のサッカー場のケースでも日本政府が汚染除去費用をすべて負担している。しかし、日米地位協定で定められている在日米軍の権利を無条件に認め続ける限り、汚染の問題は解決せずに、市民は危険にさらされ続けるというのがミッチェルの考えである。

環境保護に対する軍隊の思考様式

ミッチェルは、軍の環境問題に関する専門家であるロバート・デュラントの見解を引き合いに出しながら、環境保護に対する軍隊の反論を理解するためには、自己統治、秘密主義、名誉意識の三つのメンタリティを知る必要があると述べている（本書、p.12）。自己統治とは、政府や資金提供をしている納税者を含む民間の影響から独立した運営が容認されるべきとの軍の信念である。秘密主義とは、国家安全保障問題や予算の用途を明らかにしないという権利を指す。名誉意識とは、特権的地位を与えられているという権利意識で、兵士とは自由世界の守護者なのだから、例外的に扱われるべきだとの思い込みである。

こうして、軍は環境手順の慣行に口出ししようとするどのような試みをも脅威と捉える。軍にとっての言い逃れは、「軍の存在は環境保護では

なく、国民保護のためにある」である。そのため、環境破壊の説明を求められると、米軍はあらゆる悪意ある作戦を投じてこれを阻止にかかる。身勝手な安全基準を推し進め、指導を怠り、嘘をつく。くわえて、軍が監視を退けるよく知られた別のやり方がある。すなわち、外部から基準を押し付けられる代わりに、自己統治の権利を訴えることである（本書、pp.13-14）。JEGSはまさにこのやり方である。

また市民の監視を逃れようとして、軍は一層の透明性を求める人々に対する中傷作戦も行う。ある海軍大將は、環境団体を名指しして、「少数の地元のデマゴーグ」が軍の作戦を損なう危険があると警告した（本書、pp.14-15）。ミッチェル自身も攻撃の対象になったという。9ヶ月にわたってミッチェルの仕事を捜査した米国防衛省、インターネット・アクセスを妨害した米空軍、軍事公害に関する講演を妨害しようとした米国大使館が、在日米軍の汚染を隠蔽しようと躍起になったのである（本書、p.vii）。

状況を改善するために

在日米軍による基地公害を防ぐことは未だに困難である。しかし、ミッチェルは本書の最後で今日必要になる新しい取り組みの原則を三つあげている。その原則とは、透明性、説明責任、応答力である。ここでは、これまでの書評の内容と関連する透明性と説明責任に絞って紹介したい。

日本に現存する78ヶ所の基地施設は、本当の危険の存在が誰にも（基地司令官にも）わからない状況である。そのため、米軍に基地と返還地に関する過去の記録、有害物の保管区域、廃棄場所の調査記録を公開させる必要がある。米軍にこのことを促すためには、ミッチェルが本書で行っているように、FOIA（文書による証拠）と証言を組み合わせる方法が有効だという（本書、pp.182-183）。

証言に関して最も興味深かったミッチェルの手法は、SNSを利用したことである。枯れ葉剤に曝した退役兵たちに特化したSNSサイトは、当初はほんの一握りの人たちだけが参加したものだったが、話が広がるにつれて拡大し、7ヶ月後には25万ヒットを記録し、世界中からの300人を超すメンバーにふくれあがったという。そして、サイトでは、退役軍人省とのやり取りのアドヴァイスや似たような病状に対処する健康面でのヒントなどの情報が共有されたという（前著、pp.100-101）。軍というのは垂直統合型の組織で、上からの命令は絶対で考えずに従うことが求められる。個々人には全体の情報が与えられず、細切れにされた情報のみしか得られない。そのため、個人が軍事に関わる情報を包括的に把握することは困難であったが、SNSはこの状況を変えうる力を持っている。細切れの情報しか得られず、またつながることができずに分断されてきた人々が、SNSを利用して水平型でつながることによって、情報を統合し、新たな視点を得て、強大な権力を有する米軍に立ち向かう姿は、透明性を高めていく今後の手段として示唆的である。

透明性を高めるとともに、基地の環境破壊に対する説明責任を仕組みとして取り入れる必要があるというのがミッチェルの考えである。現在は地位協定によって組織としての米軍と米兵個人は、自ら手を下した環境破壊から免責されている。それゆえ、地位協定の根本的見直しが必要である。彼によれば、兵士が環境破壊を起こした場合、懲罰されなければならない、兵士は日本の法廷で責任を問われるようにすべきだという。また、説明責任の原則は過去の汚染にも及ぶ必要がある。というのは、数十年間の無謀な米軍による汚染を免責することなど正当化できないからだ。軍は現在運用中の基地で第三者の監督下で広範囲の調査を定期的に実施し、結果を時宜に遅れず公表する必要がある。調査で汚染が明らかになれば、軍は除去

に責任を負うべきで、これは汚染者負担の原則を実現することである（本書、pp.184-185）。

日米地位協定が基地公害を助長しているという指摘は多く、沖縄県が要望しているように抜本の見直しが必要という理解も広がっている。しかし、日本政府は場合によっては米軍と共謀しながら、米軍や米兵が説明責任を負うことを免れさせてきた。しかし、ミッチェルが述べている通り、「日本政府の責務は、第一に自国民の安全を守ることであって、米軍の事故やその処理の怠慢を隠蔽し続けることではない」（本書、p.186）。

ミッチェルは、次の言葉で本書を締めくくっている。「日本の公害を明らかにする探求は国境を越え、世界中の専門家を連帯させ、軍も民間人も輪になれる。そのような人々はみな、知る権利のために闘うことは、反軍的でも非愛国的でもなく、極めて基本的な人権が賭けられているのだとわかっている。暮らしている土地が安全かどうか、あなた自身やあなたの子供たちが健康を蝕まれないかどうか知る権利。あなたの呼吸する空気がきれいかどうか知る権利。あなたが泳ぎ、魚を捕り、水浴びし、口にする水によって、あなたががんの原因になる物質に曝露するかどうか知る権利。このようにごく基本的な人間の権利を侵害する米軍と日本政府は、いずれも有罪である」（本書、p.190）。そして、前著のエピローグでは、「米国政府は変わる見込みのない相手ではない」（前著、p.243）と述べ、彼のジャーナリズムの成果が枯れ葉剤をめぐる被害者の状況を改善したことが記されている。

軍は、情報を独占しながら、プロパガンダや嘘などあらゆる手段を使って、真実を隠そうとする。そのため、基地公害を解決するには、何よりも正確な情報を知って広げることが不可欠である。本書は、ジャーナリストとしてこのことに力を注いだ著者の想いが込められた一冊である。米軍によ

る妨害に負けずに正義を貫こうとするミッチェルの誇り高さ姿勢に感銘を受けた。

加害者としての日本

日米地位協定と基地公害という枠組みのなかでは、日本は基本的には被害者である。しかし、ヴェトナム戦争で使用された枯れ葉剤には沖縄の米軍基地を経由して撒かれたものもあり、その意味で日本は加害者の面を有している。また、日本が敗戦時に中国で埋却した化学兵器が戦後に掘り起こされた結果、深刻な被害を受けた中国の人々が存在する。遺棄化学兵器の被害者は、日本政府からも中国政府からも十分な補償を受けられないままである。戦時中の行為が原因となって、戦争とは直接関係のない一般市民が平時に被害を受け、十分な補償を受けられないという構造が存在している。基地公害を含む軍事公害を考えるときには、被害者としての面だけでなく、加害者としての面や被害・加害関係を越えたところにある本質的な問題を考察する必要があることを最後に付け加えておきたい。